

守口市入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）並びに物品等（以下「市発注工事等」という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の有資格者に関する入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 測量・建設コンサルタント等業務 測量業務、建設コンサルタント業務、土木コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。
- (3) 物品等 物品の購入契約、物品の売払い契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約（建設工事を除く。）及び賃貸借契約に関する業務をいう。
- (4) 有資格者 市発注工事等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格を有する者及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (5) 入札参加停止 別表に定める措置要件に該当する有資格者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。
- (6) 入札参加停止等 入札参加停止並びにこの要綱に定める警告及び注意の喚起をいう。

(入札参加停止の措置)

第3条 市長は、有資格者又はその従業員が別表に定める措置要件に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について入札参加停止を行うものとする。

(下請負人等及び共同企業体に関する入札参加停止)

第4条 市長は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、有資格者である下請負人又は再委託先（その従業員を含む。以下「下請負人等」という。）が当該入札参加停止について責めを負うべきことが明らかになったときは、当該下請

負人等について、元請負人又は受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。以下同じ。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、前条又は第1項の規定により入札参加停止を行った有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格者と同一期間の入札参加停止を行うものとする。

（入札参加の停止等）

第5条 市長は、一般競争入札を実施しようとするときは、前2条の規定により入札参加停止の措置を受けている有資格者（以下「入札参加停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。

- 2 市長は、一般競争入札を実施しようとする場合に、有資格者が当該入札への参加資格を認められた後に入札参加停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該入札参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。
- 3 前2項の場合においては、市長は当該入札参加停止業者にその旨を通知するものとする。

（入札参加停止期間の特例）

第6条 有資格者又はその従業員が措置要件の2以上に該当するときは、当該措置要件に定める期間の合計をもって入札参加停止期間とする。ただし、その期間の合計は3年を超えないものとする。

- 2 入札参加停止業者が新たに措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該入札参加停止期間は、当該措置要件に定める期間に、既に措置されている入札参加停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止の期間は3年（同一事案の場合は、その当初の措置から3年）を超えないものとする。
- 3 有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の措置期間は、当該各号にそれぞれ定める期間とする（同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。）。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする。

(1) 次号に掲げる場合を除くほか、措置要件に該当する場合で、当該有資格者が措置要件に係る入札参加停止の期間中若しくは期間の満了後1年を経過するまでの間であるとき、又は第12条に規定する警告又は注意の喚起を受けた日から1年を経過するまでの間に、当該警告若しくは注意の喚起の原因となった措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき 1.25倍の期間

(2) 別表7の項から9の項までの措置要件に該当する場合で、当該有資格者が別表7の項から9の項までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間であるとき 1.5倍の期間

4 市長は、有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、入札参加停止の期間を当該期間の短期の1/2（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の1/2）まで短縮することができる。

5 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、入札参加停止の期間を当該期間の長期の2倍（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2倍）まで延長することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

6 市長は、入札参加停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、入札参加停止の期間の短期の1/2又は長期の2倍（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の1/2又は2倍の期間）の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

（入札参加停止の解除）

第7条 市長は、嫌疑がない、又は嫌疑が不十分として不起訴となった場合など、入札参加停止業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。

（入札参加停止の継承）

第8条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる有資格者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引き継ぐものとする。

（入札参加停止の通知）

第9条 市長は、第3条及び第4条の規定により入札参加停止を行ったときは有資格者に対し、第6条第6項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は第7条の規定により入札参加停止を解除したときは入札参加停止業者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 市長は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急契約、特殊技術を要する場合その他特にやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(下請け等の禁止)

第11条 市長は、本市の契約に関して入札参加停止業者に下請負させ、又は再委託することを承認してはならない。

(警告又は注意の喚起)

第12条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(情報の公表)

第13条 市長は、入札参加停止に関する情報を公表するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(守口市建設工事等業者指名停止基準取扱要綱及び守口市物品等業者指名停止基準取扱要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 守口市建設工事等業者指名停止基準取扱要綱（平成20年9月29日施行）

(2) 守口市物品等業者指名停止基準取扱要綱（平成20年9月29日施行）

(経過措置)

3 廃止前の守口市建設工事等業者指名停止基準取扱要綱及び廃止前の守口市物品等業者指名停止基準取扱要綱の規定による指名停止は、守口市入札参加停止要綱の規定による入札参加停止とみなす。

別表（第3条関係）

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事等の契約に関して、次の各号のいずれかの書類に虚偽の記載（電子申請による虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類</p> <p>(3) 建設業法第24条の7第1項に規定により同項に規定する施工体制台帳その他の入札後の書類</p>	<p>当該認定をした日から 6月</p>
<p>(入札等)</p> <p>2 有資格者又はその従業員が、市発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき。</p> <p>(2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき（落札したにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかったときを含む。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 1年</p> <p>(2) 6月</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>3 有資格者が、市発注工事等の契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 有資格者の責により契約の解除がなされたとき。</p> <p>(2) 契約の不履行により、保証人に履行請求がなされたとき。</p> <p>(3) 故意又は過失により市発注工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(4) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(5) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 1年</p> <p>(2) 1月～1年</p> <p>(3) 1月～6月</p> <p>(4) 2月</p> <p>(5)</p>

<p>ア 遅滞日数が30日を超えるとき。 イ 遅滞日数が30日以内のとき。</p>	<p>ア 2月 イ 1月</p>
<p>(工事請負成績評定の判定) 4 工事請負成績評定の判定が、次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 土木・舗装・造園工事 ア 50点未満 イ 50点以上55点未満 ウ 55点以上60点未満 (2) 建築・設備その他工事 ア 50点未満 イ 50点以上55点未満 ウ 55点以上60点未満 エ 60点以上65点未満</p>	<p>当該認定をした日から (1) ア 4月 イ 3月 ウ 1月 (2) ア 4月 イ 3月 ウ 2月 エ 1月</p>
<p>(監督、検査及び点検等の妨害) 5 有資格者又はその従業員が、市発注工事等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2に規定する監督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第13条に規定する点検の実施（施工体制台帳が提出されない場合を含む。）又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1年</p>
<p>(安全管理) 6 市発注工事等の契約の履行に当たり有資格者による安全管理の措置が不適切であったため、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 公衆に次に掲げる被害又は損害を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から (1)</p>

<p>ア 死亡者の発生 イ 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次に掲げる被害を与えたとき。</p> <p>ア 死亡者の発生 イ 負傷者の発生</p> <p>(3) 大阪府内における市発注工事等以外の建設工事等及び物品等の契約の履行に当たり、安全管理が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。</p>	<p>ア 6月 イ 3月</p> <p>(2)</p> <p>ア 2月 イ 1月</p> <p>(3) 1月～3月</p>
<p>(贈賄行為)</p> <p>7 有資格者又はその従業員が、次の各号のいずれかの者に対して行った刑法(明治40年法律第45号)第198条(贈賄)の罪により逮捕をされ、書類送検(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第246条の規定により事件を検察官に送致することをいう。以下同じ。)をされ、又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市職員 (2) 市職員以外の公共機関の職員</p> <p>ア 大阪府内 イ 大阪府外</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 2年 (2)</p> <p>ア 1年 イ 6月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8 有資格者又はその従業員が、次の各号のいずれかに該当する建設工事等及び物品等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反するとして、次の各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 公正取引委員会から告発をされ、逮捕をされ、又は書類送検をされたとき。</p> <p>ア 市発注工事等 イ 市以外の公共機関が発注する建設工事等及び物品等</p> <p>(ア) 大阪府内</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1)</p> <p>ア 2年 イ</p> <p>(ア) 1年</p>

<p>(イ) 大阪府外</p> <p>(2) 公正取引委員会から排除措置命令（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令をいう。）又は課徴金納付命令（同法第62条第1項に規定する納付命令をいう。）を受けたとき。</p> <p>ア 市発注工事等</p> <p>イ 市以外の公共機関が発注する建設工事等及び物品等</p> <p>(ア) 大阪府内</p> <p>(イ) 大阪府外</p>	<p>(イ) 6月</p> <p>(2)</p> <p>ア 1年</p> <p>イ</p> <p>(ア) 6月</p> <p>(イ) 3月</p>
<p>(談合等)</p> <p>9 有資格者又はその従業員が、次の各号のいずれかに該当する建設工事等及び物品等に関し、刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）の罪により逮捕をされ、書類送検をされ、又は起訴をされたとき。</p> <p>(1) 市発注工事等</p> <p>(2) 市以外の公共機関が発注する建設工事等及び物品等</p> <p>ア 大阪府内</p> <p>イ 大阪府外</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 2年</p> <p>(2)</p> <p>ア 1年</p> <p>イ 6月</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>10 有資格者又はその従業員が、その業務に関し次の各号のいずれかに該当する行為により逮捕をされ、書類送検をされ、又は起訴をされたとき。</p> <p>(1) 市職員に対する暴力行為等</p> <p>(2) 市職員以外に対する暴力行為等</p> <p>ア 市の区域内で行われたもの</p> <p>イ 市の区域外で行われたもの</p> <p>(建設業法違反)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 1年</p> <p>(2)</p> <p>ア 6月</p> <p>イ 3月</p>

<p>11 1の項から10の項までに掲げる場合のほか、有資格者又はその従業員が、次の各号のいずれかに該当したとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 建設業法に違反するとして、逮捕をされ、書類送検をされ、又は起訴をされたとき。</p>	<p>(1)</p>
<p>ア 市が発注する建設工事</p>	<p>ア 1年</p>
<p>イ 市以外の公共機関が発注する建設工事</p>	<p>イ</p>
<p>(ア) 大阪府内</p>	<p>(ア) 6月</p>
<p>(イ) 大阪府外</p>	<p>(イ) 3月</p>
<p>(2) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書（平成16年2月末日までに経営状況分析を申請している場合は、経営事項審査申請書）又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けたとき。</p>	<p>(2)</p>
<p>ア 建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p>	<p>ア 3月</p>
<p>イ 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分</p>	<p>イ 6月</p>
<p>(3) 建設業法に違反し、次のア又はイの処分を受けたとき（(2)の場合を除く。）又は適正化法第15条に違反し、アの処分を受けたとき。</p>	<p>(3)</p>
<p>ア 建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p>	<p>ア</p>
<p>(ア) 市が発注する建設工事</p>	<p>(ア) 2月</p>
<p>(イ) 市以外の公共機関が発注する建設工事</p>	<p>(イ)</p>
<p>a 大阪府内</p>	<p>a 2月</p>
<p>b 大阪府外</p>	<p>b 1月</p>
<p>イ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分</p>	<p>イ</p>
<p>(ア) 市が発注する建設工事</p>	<p>(ア) 6月</p>
<p>(イ) 市以外の公共機関が発注する建設工事</p>	<p>(イ)</p>
<p>a 大阪府内</p>	<p>a 3月</p>
<p>b 大阪府外</p>	<p>b 2月</p>

<p>(4) 建設業法第29条の許可取消処分を受けたとき。 ア 同条第1項第5号又は第6号に基づくもの イ ア以外の取消処分</p>	<p>(4) ア 6月 イ 3月</p>
<p>(法令等違反)</p> <p>12 1の項から11の項までに掲げる場合のほか、有資格者又はその従業員が、次の各号のいずれかに該当し、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 各種法令に違反するとして、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表されたとき。</p> <p>(2) 各種法令に違反するとして、禁錮以上の刑に当たる罪の容疑により、逮捕をされ、書類送検をされ、又は起訴をされたとき。</p> <p>(3) 守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかった場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 3月 (2) 6月 (3) 3月</p>
<p>(経営不振)</p> <p>13 有資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2年以内で経営が改善されたと認められるまで</p>
<p>(不誠実な行為)</p> <p>14 有資格者又はその従業員が、営業所（建設業法第3条の規定に基づく営業所をいう。）の実態についての現地調査に応じない又は当該調査において、調査員に妨害をする等の有資格者として不誠実な行為をしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6月</p>
<p>(その他)</p> <p>15 1の項から14の項までに掲げる場合のほか、有資格者として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>

3年以内